宮城県後期高齢者医療広域連合条例第２３号（平成１９年７月３０日）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２の規定に基づき，特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成２１年２月・一部改正）

（報酬の額）

第２条　広域連合長及び副広域連合長の報酬は，支給しない。

２　特別職の職員（広域連合長及び副広域連合長を除く。次条において同じ。）の報酬の額は，別表に掲げる額とする。

（報酬の支給）

第３条　特別職の職員の報酬は，勤務の都度支給する。ただし，勤務が引き続き２日以上にわたる場合にあっては，勤務の末日に支給することができる。

（費用弁償）

第４条　特別職の職員が公務のため旅行したときは，費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の種類及び額は，一般職の職員の旅費の例による。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（広域連合長等の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止）

２　広域連合長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１９年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第４号）は，廃止する。

附　則（平成２１年２月５日条例第２号）

この条例は，公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

区分	報酬の額
選挙管理委員	日額　11,600円
監査委員	日額　11,600円
情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額　11,600円